

令和2年

三好市教育委員会9月定例会

日時 令和2年9月25日(金)午後2時
場所 三好市教育委員会 会議室

ふるさと
「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市教育委員会

令和2年三好市教育委員会9月定例会次第

1 開会

2 報告

3 承認

令和2年三好市教育委員会8月定例会会議録の承認について

4 議案

第44号 三好市学校運営協議会規則等の一部を改正する規則について

第45号 三好市教育振興計画策定に関する要綱の一部を改正する告示
について

第46号 三好市特別支援連携協議会設置要綱の一部を改正する告示に
ついて

第47号 三好市教育情報化推進協議会設置要綱の一部を改正する告示
について

第48号 三好市立小中学校事務グループ実施要綱の一部を改正する訓
令について

第49号 新型コロナウイルス感染症を起因とする失業や休業等により
経済的に困窮する者に対する就学援助費の交付等について

5 その他

行 事 一 覧 表

令和2年8月22日 ～ 令和2年9月24日

行 事 名	開 催 月 日	場 所	備 考
臨時管区別教育長会	8/25(火)	美馬市役所	※
三好市教育支援委員会	8/26(水)	三好教育センター	
2学期始業式	8/27(木)	各幼・小・中学校	
西祖谷地区小中保護者との意見交換会	8/31(月)	西祖谷中学校	※
議会(開会)	9/1(火)	本庁	※
体育祭・運動会	9/5(土)～	各幼・小・中学校	
議会(一般質問・議案質疑)	9/9(水)～11(金)	本庁	
議会(文教厚生委員会)	9/15(火)	本庁	※ 近藤教育次長
議会(閉会)	9/24(木)	本庁	

【行事予定】

県教委学校訪問	9/28(月)～10/15(木)		各小中学校
学校給食運営委員会	9/30(水)	15:30	三好市給食センター
第2回管区別教育長会	10/21(水)	10:00	美馬市役所
第2回教育支援委員会	10/23(金)	13:30	総合体育館
定例教育委員会	10/27(火)	14:00	教育委員会室

議案第44号

三好市学校運営協議会規則等の一部を改正する規則について

三好市学校運営協議会規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年9月25日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市学校運営協議会規則等の一部を改正する規則
(三好市学校運営協議会規則の一部改正)

第1条 三好市学校運営協議会規則(令和2年三好市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会長及び副会長)</p> <p>第8条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。</p> <p>2 会長は、協議会の会議(以下「会議」という。)を招集し、議事を掌る。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第9条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。</p>	<p>(会長及び副会長)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 会長は、協議会の会議(以下「会議」という。)を招集し、議事を掌る。<u>ただし、会長が会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を委員に送付し、賛否を問い、会議に代えることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第9条 (略)</p>

<p>2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、前条第2項ただし書の場合について準用する。この場合において、前2項中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。</p>
---	---

(三好市立学校給食運営委員会規則の一部改正)
 第2条 三好市立学校給食運営委員会規則（平成18年三好市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会議)</p> <p>第7条 運営委員会の会議は、会長が招集し、必要に応じて開催するものとする。</p> <p>2 会議の議長は、会長をもって充てる。</p> <p>3 運営委員会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>(会議)</p> <p>第7条 運営委員会の会議(以下「会議」という。))は、会長が招集し、必要に応じて開催するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>4 運営委員会の議事(以下「議事」という。))は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を委員に送付し、賛否を問い、会議に代えることができる。</p> <p>6 第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第3項及び第4項中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第45号

三好市教育振興計画策定に関する要綱の一部を改正する告示について

三好市教育振興計画策定に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年9月25日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市教育振興計画策定に関する要綱の一部を改正する告示

三好市教育振興計画策定に関する要綱（平成19年三好市教育委員会告示第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(策定委員会の会議)</p> <p>第8条 策定委員会の会議は、委員長が必要と認めたととき招集する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(策定委員会の会議)</p> <p>第8条 策定委員会の会議は、委員長が必要と認めたととき招集する。 <u>ただし、委員長が策定委員会の会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を委員に送付し、審議することをもって策定委員会の会議に代えることができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

議案第46号

三好市特別支援連携協議会設置要綱の一部を改正する告示について

三好市特別支援連携協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年9月25日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市特別支援連携協議会設置要綱の一部を改正する告示

三好市特別支援連携協議会設置要綱（平成20年三好市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 連携協議会の委員(以下「委員」という。)は、別表に掲げる者とし、三好市教育委員会が委嘱する。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(会議の運営)</p> <p>第4条 連携協議会に総会及び役員会を置く。</p> <p>2 総会は、年1回8月頃に行い、会長が招集する。</p> <p>3 総会の議長は、会長がこれを勤める。</p> <p>4 会長が必要と認められた時は、委員以外のものに総会への出席を求め、意見を聴取することができる。</p> <p>5 役員会は、6月頃に行い、年1回以上開催する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(会議の運営)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第2項の規定にかかわらず、会長が総会を招集する時間的余裕がな</p>

い場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を副会長及び委員に送付し、協議することをもって総会に代えることができる。

7 第5項の規定にかかわらず、役員会を開催する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を役員会の対象となる者に送付し、協議することをもって役員会に代えることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 (略)

2 グループは、委員又は各関係機関等から選出された者のうちから、地域ごとに会長が指名するものにより組織する。ただし、グループの活動及び会議は地域を限定しない。

3 (略)

4 副代表者は、代表者を補佐し、代表者に事故ある時はその職務を代理する。

5 (略)

6 (略)

7 第5項の規定にかかわらず、グループの会議を開催する時間的余裕

(ワーキンググループ)

第5条 連携協議会に、実務的な検討作業を行うため、ワーキンググループ(以下「グループ」という。)を設置することができる。

2 グループは、地域ごとに会長が指名するものにより組織する。ただし、グループの活動及び会議は地域を限定しない。

3 グループは、連携協議会委員及び各関係機関等から選出された者により構成する。

4 グループは、代表者、副代表者それぞれ1名を互選し、代表者がグループの運営にあたる。

5 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時はその職務を代理する。

6 グループの会議は、毎年9月から2月までの間に1回以上開催するものとする。

7 グループの会議の開催案内は、三好市特別支援連携協議会名で行うものとする。

がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、検討の概要を記載した書面をグループの構成員に送付し、協議することをもちてグループの会議に代えることができる。

8 (略)

別表(第3条関係)

役職名	人数
三好公共職業安定所代表	1
徳島県西部こども女性相談センター所長	1
徳島県発達障がい者総合支援センターアリス代表	1
徳島県三好保健所健康増進担当代表	1
児童発達支援センターすぎのこ施設長	1
秋田病院公認心理師代表	1
三好市教育委員会学校教育課課長	1
三好市環境福祉部長寿・障害福祉課課長	1
三好市環境福祉部健康づくり課課長	1
三好市環境福祉部子育て支援課課長	1
三好市環境福祉部保険医務課課長	1
三好市環境福祉部子育て支援課保育所所長又は認定こども園園長代表	1
三好市立幼稚園園長	1
三好市立小学校校長	1
三好市立中学校校長	1
徳島県立池田高等学校校長	1
徳島県立池田支援学校校長	1

8 グループの構成員は、連携協議会の総会に出席するものとする。

別表(第3条関係)

役職名	人数
三好公共職業安定所統括職業指導官	1
徳島県西部こども女性相談センター所長	1
徳島県発達障がい者総合支援センターアリス代表	1
徳島県三好保健所健康増進担当代表	1
児童発達支援センターすぎのこ施設長	1
秋田病院公認心理師代表	1
三好市教育委員会学校教育課課長	1
三好市環境福祉部長寿・障害福祉課課長	1
三好市環境福祉部健康づくり課課長	1
三好市環境福祉部子育て支援課課長	1
三好市環境福祉部保健医務課課長	1
三好市環境福祉部子育て支援課保育所所長又は認定こども園園長代表	1
三好市立幼稚園園長	1
三好市立小学校校長	1
三好市立中学校校長	1
徳島県立池田高等学校校長	1
徳島県立池田支援学校校長	1

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

議案第47号

三好市教育情報化推進協議会設置要綱の一部を改正する告示について

三好市教育情報化推進協議会設置要綱の一部を改正する告示のように定める。

令和2年9月25日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市教育情報化推進協議会設置要綱の一部を改正する告示

三好市教育情報化推進協議会設置要綱（平成22年三好市教育委員会告示第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(推進協議会)</u></p> <p>第5条 推進協議会は年1回開催する。ただし会長が必要と認めるとき、又は幹事長からの要請があつたときは臨時会を開催することができる。</p> <p>2 推進協議会の議長は会長が務める。</p> <p>3 推進協議会は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>4 やむを得ない事情によって推進協議会に出席できない場合は、書面をもって代理の者を出席させることができる。</p> <p>5 推進協議会は次の事項を議決する。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p>	<p><u>(会議)</u></p> <p>第5条 推進協議会の会議(以下「会議」という。)は年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は幹事長からの要請があつたときは臨時に会議を開催することができる。</p> <p>2 会議の議長は会長が務める。</p> <p>3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>4 委員は、やむを得ない事情によって推進協議会に出席できない場合は、書面をもって代理の者を出席させることができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p>

③ (略)
④ (略)

③ (略)
④ (略)

- 6 第1項の規定にかかわらず、会長が会議を開催する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を副会長及び委員に送付し、賛否を問い、会議に代えることができる。
- 7 第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第3項中「出席者」とあるのは「署名者」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

議案第48号

三好市立小中学校事務グループ実施要綱の一部を改正する訓令について

三好市立小中学校事務グループ実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年9月25日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市立小中学校事務グループ実施要綱の一部を改正する訓令

三好市立小中学校事務グループ実施要綱（平成24年三好市教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(学校事務グループ推進協議会)</p> <p>第7条 事務グループの運営を円滑にし、学校運営を推進及び支援するため、学校事務推進協議会(以下「協議会」という)を置く。</p> <p>2 協議会の委員は、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会教育次長(以下「教育次長」という) ・ 学校教育課長 ・ 学校教育課学校事務担当者 ・ 小学校及び中学校代表校長 ・ 各リーダー及び副リーダー <p>3 協議会には会長を置き、<u>教育次長が会務を総理する。会長事故ある時は、学校教育課長がその職務を代理する。</u></p>	<p>(学校事務グループ推進協議会)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) <p>3 <u>協議会に会長を置き、教育次長の職にある者をもって充てる。</u></p> <p>4 <u>会長は、協議会の会務を総理する。会長事故ある時は、学校教育</u></p>

<p>4 協議会の事務局は、学校教育課に置く。</p> <p>5 協議会は、必要に応じて会長が招集し、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>課長がその職務を代理する。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 協議会の会議(以下「会議」という)は、必要に応じて会長が招集し、次に掲げる事項を協議する。ただし、会長が会議を招集する時、間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、協議の概要を記載した書面を委員に送付し、協議することをもって会議に代えることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
---	---

附 則

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

議案第49号

新型コロナウイルス感染症を起因とする失業や休業等により経済的に困窮する者に対する就学援助費の交付等について

三好市就学援助費交付規則第5条第2項第12号の規定により、新型コロナウイルス感染症を起因とし、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者に対する就学援助費の交付等について次のとおり定める。

令和2年9月25日提出

三好市教育委員会
教育長 竹内 明裕

- 1 就学援助費の交付等について（案） 別紙のとおり